



3 バイク、自転車をもつ・バイク、自転車を使う

バイクや自転車にもいろいろなルールがあります。

3-1 バイクのとうろく

バイクをとうろくしてナンバープレート<バイクにつけるばんごう>をもらいます。

- 125ccより大きいバイクは陸運支局(自動車検査登録事務所)でとうろくします。
- 125ccより小さいバイクは市役所か区役所でとうろくします。

3-2 自転車の防犯登録制度

自転車のために防犯登録制度があります。自転車をかった店に防犯とうろくをたのんでください。
もしとうろくした自転車がなくなったら、警察がその自転車を見つけたときにあなたに連絡します。

3-3 バイクや自転車をとめる

(1) 放置禁止区域<バイクや自転車をとめてはいけなところ>

放置禁止区域には自転車やバイクをとめてはいけません。そこに自転車やバイクをとめるとほかのところへもっていかれます。

ほうちきんしきいきひょうしき
放置禁止区域標識



(2) 自転車をかえしてもらうとき

自転車をかえしてもらうときは自転車のかぎと身分証明書<あなたがだれかわかるもの>がいます。お金もいます。